愛知県行政書士会報

令和4年 3月　No.311

愛知

■一から始める土地に関する業務研修会
■CADによる図面作成(基本的操作のできる方対象)研修会
■都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準第1号分家住宅の研修会



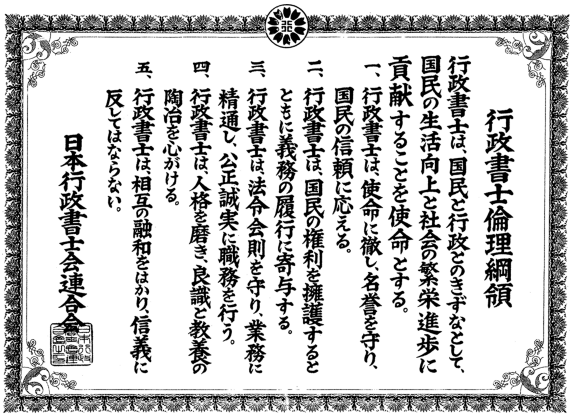
愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

徳川家康公像

愛知県行政書士会　http://www.aichi-gyosei.or.jp

目次

デジタル時代に備える……愛知県行政書士会　副会長　須崎　俊行…… 1
一から始める土地に関する業務研修会…… 2
CADによる図面作成（基本的操作のできる方対象）研修会 …… 2
都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準第１号分家住宅の研修会…… 3
初心者向け国際業務研修会…… 3
特殊車両通行許可及び運送業許可の研修会…… 4
名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会…… 4
民法（相続法）改正に関する研修会…… 5
事業承継について　第９回……税理士・公認会計士　浅野　佳史… 6
お知らせコーナー　ライブラリ研修動画一覧…… 9
ライブラリ研修申込書……11
業務相談会のお知らせ……12
業務相談会申込書……13
会員訪問記（西尾支部　朝岡　洋平会員）……会報委員　太田　知明…14
支部だより……15
事務局だより……24
会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……26
コスモスあいちコーナー……32
あとがき……33



デジタル時代に備える

副会長　須崎　俊行

行政書士事務所を開業して以来、これまで自動車関係業務を中心に取り組んで四半世紀が経ちました。多少レスポンスは落ちましたが、現在も変わらず自動車保有関係手続業務の専門家として、時間に追われながら日々最前線で走り回って過ごしています。

そんな業務に深く関係する自動車業界は、百年に一度の大変革期を迎えているといわれていて、CASE（コネクティッド、自動運転、シェアリング、EV）や自動車サブスク（定額支払）、MaaS（サービスとしてのモビリティ）などへの対応が求められています。

とりわけ、世界的なカーボンニュートラル（脱炭素）気運の高まりにより、内燃機関（エンジン）から電気モーターへと動力源が変わることについては、自動車を日々利用する我々にとっても大きな変化となることでしょう。

ちなみにですが、私の少年時代の未来予想図では、21世紀の今頃はタイヤで走る車ではなく、３次元世界の空間を乗り物が移動するような光景を描いていましたが、それはまだまだ当分先の未来になりそうです。

さて、そんな自動車業界ですが手続きの方はどうなっていくのでしょうか？

自動車の保有関係手続については、実は10年程前から一部手続きにおいてオンラインによるOSS申請（ワンストップサービス）が始まっていて、なかでも新車新規登録においてはすでに利用率70％前後で推移しています。来年以降にはなりますが、軽自動車の新車新規登録など利用可能な手続き範囲が拡大され、マイナンバーカードを活用した新たな申請も始まる予定で、OSS申請の利用率はさらに上がっていくことになるでしょう。

また、自動車検査証は電子化（ICチップ内蔵）されることにより運輸支局に出向くことなくデータ内容の書き換えが可能となり、検査登録手数料と自動車重量税の納付方法についてはクレジットカードによる一括決済が可能となるなど、キャッシュレス化も始まる予定となっています。

このように様々なかたちでデジタル化が進んでいくことが予想されますが、我々行政書士はデジタル時代に備えてどのような準備が必要となるでしょうか？

デジタル化というのは時代の大きな流れであり、この時流に取り残されないためには、手続きの専門家である会員個々が、日々発信される情報を自ら進んで収集していくことが大切です。そうして得た情報をもとに、変化していく手続きに対し国家資格者としての自覚と責任をもって積極的に取り組んでいくことが必要です。

そうすれば、新たな業務分野を切り開いていくこともでき、デジタル化は行政書士にとって逆風ではなく追い風となっていくことでしょう。

一から始める土地に関する業務研修会

土地利用部　河本　清孝

日　時　令和３年10月27日㈬
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　矢澤　あや子土地利用部部長
参加者　１名　　ライブ視聴者数　107名



定刻になり、稲垣次長の司会にて開会の挨拶をされた。次に岩井実副会長が講師である土地利用部の矢澤あや子部長の紹介を兼ねてなされた。会場出席者はコロナの影響もあり１名で、ライブ配信視聴者は107名であり、ライブ配信が会員に浸透してきたことが理解る。

講義内容は、土地利用業務の行政書士ができる手続きは多くあることを説明され、土地に関する申請、許認可の説明を、初心者が業務を受けても困らないように講義された。

業務に必要な行政書士が持っていなければならない機器、備品についても、写真にてわかりやすく紹介された。

また、ホームページで配信されている、不動産調査に必要な「登記情報サービス」、農地などの調査に便利な「農地ナビ」、土砂災害調査には「土砂災害情報マップ」、埋蔵文化財調査に必要な「愛知県文化財マップ」など、操作方法を含めわかりやすく講義された。

CADによる図面作成（基本的操作のできる方対象）研修会

土地利用部　稲垣　勝康

日　時　令和３年11月12日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　黒澤　淳法人経営部部長
参加者　２名　　ライブ視聴者数　74名



「一から始まる土地に関する業務研修会」４回シリーズVol.２　CADによる図面作成の研修会を行いました。法人経営部の黒澤淳部長に講師を務めていただき、JW_CADの基本操作、図面の作成方法を説明していただきました。普段、無意識で行っている操作を「右クリック」「左クリック」と声に出しながら操作方法を説明していただきました。本当に大変な作業を約２時間も務めていただきました。

土地業務における図面は、現地調査・測量を行い一から作成する図面と、工務店等から入手する建物配置等が計画された図面の二つに大別できるかと思います。測量技術はさておき、前記図面は申請業務にあたり現地でどのような事を調査しなければならないのかを知る必要があります。道路・隣地との高低差、排水先の有無等が挙げられます。地図記号を覚える必要もあります。これらを覚える一つの手段として写真の図面を参考にしてみてください。この図面は多くの法令知識の下で作成されています。

図面を作成する際には関係者の同意を得て現場に行き、どのような考えがあって高さ計画がなされて建物配置がなされているのかをじっくり考えてみてはいかがでしょうか。設計者の考えを解き、計画のメリット・デメリットを勘案し、自分の考えを浮かべてみるのも成長の手段になると思います。現場には答えを導く沢山のヒントがありますので、必ず足を運んでください。

頭に浮かんだ図面を作成するのに、今回の研修内容を生かしていただけましたら幸いです。

都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準第１号分家住宅の研修会

土地利用部　河本　清孝

日　時　令和３年12月17日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　「都市計画法概要」
　　愛知県建築局建築指導課 技師 林　千明氏
　　「都市計画審査会基準第１号分家住宅」
　　愛知県知多建設事務所　技師　加藤　淳氏
参加者　８名　　ライブ視聴者数　100名



定刻になり、稲垣勝康次長の司会にて開会の挨拶の後、会長挨拶は、会長所要で欠席のため、岩井実副会長がされた。

続いて土地利用部の矢澤あや子部長が講師紹介をされた。

「講義内容」

「開発許可制度の概要」については、都市計画法の一部改正がなされたことについて、詳しく説明され、「分家住宅」の講義では申請、許可の注意点の講義を受けた。

２名の講師とも、20代の若手で、パワーポイントを用いて視覚中心で解りやすくし、法的根拠を言葉で言うという、若い講師ならではの講義をされた。

※都市計画法の一部改正は法第33条１項８号、法34条第８号の２は新設、34条第11号、12号である。令和３年11月１日施行されているので確認ください。

初心者向け国際業務研修会

国際部　金岩　正雄

日　時　令和３年11月25日㈭
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　国際部　川津　聖司部長
　　蓬田　悦子次長
参加者　３名　　ライブ視聴者　73名



国際部では、国際業務の初心者を対象とした研修を行いました。前半は、国際部部長の川津聖司会員による、国際業務を行うにあたって必要な知識の講義です。専門用語や知識を広く解説し、業務を始める前の初心者であっても、着手しやすいよう優しく解説されていました。中でも、よく行くことになるであろう、名古屋入管の紹介をされていた点は、未経験者にとって有益な情報と思いました。入ってからの流れ、どの窓口で申請をするのか、どういうことを窓口で相談できるのかを紹介され、業務を行うにあたって想像がしやすく、着手しやすくなる解説だったと思います。

後半は、国際部次長の蓬田悦子会員による、申請書の書き方についてです。申請書の記載の仕方や、項目を書かない時の対応等を解説されていました。実務での経験をお話し頂きながら、申請する在留資格に合わせて、実情に合うよう記載をするべきと、アドバイスをされていました。また、書き方自体も重要ですが、それに合わせた面談をしなければならないという点は、業務に馴染みがない会員にとっても、示唆が大きかったのではないかと思います。コロナという状況で会場参加者は少なかったのですが、闊達に質問が交わされ、意義のある研修会になりました。今後も会員の方にとって有益な研修を行いたいと思います。

特殊車両通行許可及び運送業許可の研修会

運輸交通部員　石原　正大

日　時　令和３年11月29日㈪
　　午後１時30分～４時30分
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　大石　丈浩会員　　川合　智会員
参加者　会場５名　　ライブ視聴者71名



特殊車両通行許可と運送業許可についての研修会を行いました。これら業務の需要は高く見込まれる一方、取り扱っている事務所はそれほど多くないと聞きます。そこで少しでも業務拡大につながればと、実務に即した基礎的な内容で開催しました。

最初に岩崎部長から、運輸交通業務を取り巻く厳しい環境や行政との信頼構築の重要性についてお話いただきました。

次に講師の大石、川合両会員から、大変興味深いお話をいただきました。両会員共に、開業当初は大変ご苦労されたとのこと。あちこちに営業してみてもなかなか成果が出ず、辛い時期があったそうです。そこから大石会員は運送会社ではなくディーラーに営業先を変えて大成功。川合会員は運送業を専門と決めて再スタートしたことで依頼が急増。今では両会員共に全国から依頼が殺到しています。

手続内容についても具体的でとてもわかりやすくご説明いただきました。単に書類や手続内容に止まらず、依頼を受けるときのポイントや、気をつけるべきことなど、行政書士としての心構えや顧客との向き合い方にも言及されました。経験豊富な両会員ならではの大変貴重で有意義な研修であったと思います。

これを期にこれらの業務についてさらに活躍できる行政書士が増えていくことにつながれば幸いです。今後とも有意義な研修を開催できるように努めて参ります。

名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会

申請取次行政書士管理委員会　中山　圭登

日　時　2022年１月14日㈮
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　法務省名古屋出入国在留管理局
　　就労審査第一部門　入国審査官
　　杉山　俊貴様
参加者　５名　　ライブ視聴者　147名



国際部と申請取次行政書士管理委員会との共催により、法務省名古屋出入国在留管理局就労審査第一部門入国審査官杉山俊貴様を招請し、在留資格変更許可申請におけるポイントついてご講義いただきました。

講義では、①「留学」の在留資格から「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請についての留意点と、②在留資格「経営・管理」及び「高度専門職」について、許可・不許可事例をあげながら審査官の視点ではどう判断しているのかを具体例も交えながらお話しいただき申請取次実務に活かせる内容となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、日本への入国者・出国者だけでなく日本で暮らす外国籍の方々にも及んでおり、在留資格の制度もここ最近、新設や変更が目まぐるしく行われております。申請取次業務を行ううえで最新の情報をキャッチしておくことは重要であり、最近の状況も踏まえた講義内容は有意義でした。

なお、今回の研修は本会会員の他に名古屋出入国在留管理局の管轄になります三重県、岐阜県、静岡県、福井県、石川県、富山県の国際部会員22名もライブ視聴で参加し、近隣県の会員へもよい研修機会の提供になりました。

民法（相続法）改正に関する研修会

私法部　杉浦　伸和

日　時　令和３年12月７日㈫
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館３階会議室
　　（ライブ配信）
講　師　兵庫県弁護士会　弁護士　城戸 直樹様
視聴人数　　181名
会館参加人数　１名



私法部では、前年度の国際・私法部からの申し送りとして「民法改正における相続法」に焦点をあてた研修会を開催させて頂きました。

当日は兵庫県弁護士会所属の城戸直樹弁護士を講師にお招きし、二元中継ライブ配信で兵庫県と愛知県とを同時に結び「Zoom」によるオンライン形式での講義となりました。

民法改正について、資料の「改正相続法についての解説」を活用し、背景から経緯をひとつひとつ丁寧に説明して頂いたことで、改正点の考え方を深く理解できました。その後の講義では主に改正相続法における行政書士業務に特化した内容で講義を進め、「配偶者居住権」や「遺産・遺言・遺留分・相続の効果」等様々な見直しのポイントを資料の図解を用いて新制度導入のメリット等含めた概要を説明して頂いたことで実務に直結した講義内容となりました。

また、事前に頂いた質問に対しても丁寧に回答して頂き、大変充実した研修会となりました。今回短い時間ではありましたが、法律の趣旨を理解し業務に深く関わる分野で精通することの必要性をあらためて講義を通じて城戸講師から学んだと思われます。

今後私法部として、行政書士業務で関わることの多い法律（家族法や財産法）の知識や民事法務関連業務について、幅広い知識を深めて頂く機会を定期的に設けていきます。更に今回の様にあらたな試みとして行われた、他都道府県の講師をお願いし、遠隔地からの講義を行うことを積極的に開催して参ります。会員の皆様のこの分野での日々の業務拡大と発展にお役立て頂ければ幸いです。

ちょっとひと息　「品種登録」～出願手続編～

Q 出願書類を提出したあとに、記載内容に誤りがあることに気がつきました。どのようにすればいいですか。

A 「自主出願補正書」を提出していただきます。

様式につきましては、品種登録ホームページの「様式一覧」に掲載されています。必要事項を記入の上、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チームあて送付してください。

なお、共同出願の場合には、出願者全員（連名）を記載し、提出してください。複数の代理人に委任している場合は、そのうちの１人が提出することも可能です。

Q 出願してから出願公表がされるまでどれくらいかかりますか。

A 出願していただいた書類に問題がなければ、２～３か月で出願公表されることとなります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

事業承継について　第９回

浅野佳史税理士事務所　税理士・公認会計士　浅野　佳史

会報原稿を書いております時点は１月の中旬過ぎです。コロナはデルタ株からオミクロンに変わりました。海外ではオミクロンをクリスマスギフトと前向きに捉え、コロナの終息を伝えるものと考えているようです。日本ではもの凄い勢いで感染していくオミクロンに対して、経済を止めず・社会を止めずの両立が難しい命題に対して、全国の知事が頭を悩ましています。私自身は、これ以上の経済の停滞は日本の中小企業の全産業の体力を奪ってしまう事になりかねないので、経済を止めない方法で乗り切って頂きたいと考えています。事業承継シリーズの第９回目となります。今回のテーマは事業承継時に経営者保証(会社債務に対する経営者個人の連帯保証)についてです。特にお伝えしたい内容は２つです。１点目が事業承継を機に、金融機関と経営者ガイドライン等をもとに経営者保証の解除や適正化の交渉ができるということです。２点目は交渉が不調に終わった場合にこれを救済する融資制度があるということです。コロナ終息後、中小零細企業の借入金はコロナ前に比べて倍以上に膨れ上がっているケースも出てくると思います。そのような状況で事業を継続し、事業を承継していくには経営者保証の対策が増々重要になっていくものと考えます。少しでも皆様の参考になれば幸いです。

【経営者保証は事業承継時の大きな課題／経営者保証ガイドラインの必要性】

中小企業等において、事業資金の借入について代表者個人が連帯保証人になっているケースが大半です。釈迦に説法で恐縮ですが、連帯保証人の場合、債務者に代わって債務の返済をするのはもちろんのこと、催告・検索の抗弁権を排除されています。非常に重い契約です。先代経営者が借入金の連帯保証人の場合、事業承継において後継者が金融機関等と保証契約を結ばないと、先代経営者が保証債務だけ負い続けることになります。一方、後継者世代は借入金に対して先代経営者世代より嫌悪感が強いので連帯保証人になることに躊躇する方が大半ではないでしょうか。連帯保証の問題を安易に扱うと事業承継は進まず空中分解することになりかねません。代表者の個人保証（特に連帯保証）制度は事業承継をますます困難なものにする大きな障害となっています

この障害を取り除く方法として経営者保証に関するガイドライン及び経営者保証に関するガイドラインの特則があります。

【経営者保証に関するガイドラインと事業承継】

経営者保証に関するガイドラインとは経営者保証（社長個人の連帯保証）が大胆かつ迅速な事業展開、早期事業再生そして円滑な事業承継の妨げになっているという指摘に対しての解決策として策定されたものです。特に事業承継においては事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策の指針となっています。経営者保証ガイドラインに則り、先代経営者の連帯保証契約を解除できるように努力し、後継者の連帯保証契約について金融機関と保証解除ないし経営者保証金額の適正化について協議します。この前提として経営者及び金融機関等は下記の対応が必要となります

～経営者保証ガイドラインの要件（経営者に求められること）～

⑴　法人と経営者との関係の明確な区分・分離

会社は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与・配当・オーナーへの貸付等含む）を社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制をとる必要があります。

⑵　財務基盤の強化

会社は財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力向上等の信用力を強化していく事が必要です。

⑶　財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

資産・負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通し等に関する情報開示についての金融機関からの要請に対して、会社は正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより経営の透明性を確保する必要があります。

～経営者保証ガイドラインの要件（金融機関等に求められること）～

以下に記載されている要件が将来にわたって充足すると見込まれるときは、その会社の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について金融機関等は検討することを求められています。

①　法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。

②　法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない。

③　法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

④　法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

⑤　経営者等からの物的担保の提供がある。

【経営者保証に関するガイドラインの特則について】

経営者保証に関するガイドラインは中小企業が金融機関より借入する際の個人保証全般にも対応するものでしたが、この特則は事業承継に焦点を当てたものであり、ガイドラインを補完するものです。期待される具体的な取扱いは次のものとなります。具体的には金融機関等は以下のような対応が求められています。

①　前経営者、後継者の双方からの二重徴求（保証契約）の原則禁止

・双方に保証を求める場合には十分に説明し理解を得る。

・事業承継時に乗じた安易な保全強化や拡大解釈による二重徴求を行わない。

・二重徴求になっている場合、安易にこれが継続しないように適切に管理・見直しを行う。

②　後継者との保証契約は事業承継の阻害要因となり得ることを考慮し柔軟に対応

経営者保証を求めることにより事業承継が頓挫する可能性やこれによる地域経済の持続的な発展、金融機関自身の経営基盤への影響等を考慮し、経営者保証ガイドライン（金融機関等に求めれるもの）の①～⑤の多くの要件を満たしていない場合でも、総合判断で経営者保証を求めない対応が出来ないか、真摯かつ柔軟に検討することが求められます。

なお、検討結果、後継者に経営者保証を求めることがやむを得ないと判断された場合、以下の対応について検討を行うこと求められています。

・資金使途に応じて保証の必要性や適切な保証金額の設定を検討すること

・規律付けの観点や財務状況が改善した場合に保証債務の効力を失うこと等を条件とする解除条件付き保証契約等の代替的な融資手法を活用すること

・主たる債務者の意向を踏まえ、事業承継の段階において、一定の要件を満たす中小企業については、その経営者を含めて保証人を徴求しない信用保証制度を活用すること

・主たる債務者が事業承継時に経営者保証を不要とする政府系金融機関の融資制度の利用を要望する場合には、その意向を尊重して、真摯に対応すること

③　前経営者との保証契約の適切な見直し

前経営者は、実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別の事情がない限り、いわゆる第三者に該当する可能性があります。民法改正により、第三者保証の利用が制限されること等を踏まえて保証契約の適切な見直しが求められています。

④　金融機関における内部規定等の整備や職員への

周知徹底による債務者への具体的な説明の必要性

事業承継を契機とする保証解除に向けた取組みについて個別・具体的に説明することが求められています。例えば、経営者保証ガイドラインの①から⑤のどの部分が不十分なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかと言った説明が必要となります。また、保証債務を整理する場合であっても、ガイドラインでは一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等について、保証債務履行時に残存資産に含めることが可能であることについても説明が必要となります。

⑤　事業承継を控える事業者におけるガイドライン要件の充足に向けた主体的な取組みの必要性

【後継者に対してやむを得ず経営者保証を求める場合の代替融資】

⑴　信用保証協会

事業承継特別保証（承継特別）という制度があります。対象者は以下に該当する場合です。

①　３年以内に事業承継を予定している法人

②　令和２年１月１日以降に事業承継を実施し、事業承継日から３年を経過していない法人

資金使途

①のケース：個人保証付き融資の借換資金及び経営承継に際して必要な事業資金

②のケース：事業承継前に借りた個人保証付き融資の借換資金

この場合の融資限度額は２億8000万円で融資期間は最大10年となります。

保証料率は0.38％～1.90％（融資期間やランクにより異なる。保証料率の引下制度あり）で、保証人は不要です。必要書類は、事業承継計画書、財務要件等確認書そして、借換債務等確認書となります。なお、申込金融機関以外から借入金を借り換える場合は他行借換依頼書兼確認書が必要となります

⑵　日本政策金融公庫

事業承継・集約・活性化支援資金という制度があります。

以下に該当する方が利用可能となります。

①　中長期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者等と共に事業承継計画を策定している方（融資後おおむね８年以内に事業承継を実施することが見込まれる方）

②　安定的な経営権の確保等により事業の承継・集約を行う方

③　経営承継法12条１項の認定を受けた中小企業者の代表者（同号イに該当する方限定）や同法12条１項２号の認定を受けた個人である中小企業者又は同法12条１項３号認定事業を営んでいない個人の方。これは先代経営者の死亡等により事業財産を取得する為に多額な費用がかかるケースや連帯保証が経営承継の妨げるおそれがある場合等です。

④　事業承継に際して経営者個人保証の免除等を金融機関に申し入れたことを契機に、取引先金融機関からの資金調達が困難になっている方で、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方

⑤　事業の承継・集約を契機に新たに第２創業または新たな取組を図る方（第２創業後等、おおむね５年以内の方を含みます）

融資限度額は7200万円、設備資金は20年以内、運転資金は７年以内（但し、既往の公庫融資の借換を含む場合、８年以内）となります。保証人・担保は公庫との相談対応となります。

参考文献

事業承継税制実務全書（税理士法人　タクトコンサルティング）

お知らせコーナー

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和４年１月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12．6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28．8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第１部　産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第２部　産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1．9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2．9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3．1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		586	R 3．5.19	経営事項審査の改正点についての研修会	○	×
9		593	R 3．9.15	建設環境部業務研修会	○	×
10		594	R 3．9.29	建設環境部初心者向け業務研修会	○	○
11		601	R 3.11.30	建設環境部業務研修会２	○	×
12	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
13		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
14		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
15	国際部	486	H26．2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
16		509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
17		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
18		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
19		521	H28．1.28	初心者向け研修（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
20		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
21		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
22		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
23		540	H30．2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
24		542	H30．3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
25		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
26		549	H31．3．8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
27		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
28	国際部	563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
29		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
30		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
31		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
32	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
33		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
34		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
35		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
36		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
37		554	R 1. 9. 9	債権各論　契約に関する研修会	○	○
38		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
39		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○
40		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
41	土地利用部	552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
42		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
43		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
44		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
45		575	R 2.10.26	都市計画法［第34条１号許可］についての研修会	○	○
46		582	R 3. 2.15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
47		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
48		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
49	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
50		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
51		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
52		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
53		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
54		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
55		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
56		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
57		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○
58		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
59		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
60		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
61		604	R 3.11.12	CADによる図面作成（基本的操作の出来る方対象）研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】　建設環境部

内　容　　建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日　　毎月第４木曜日（祝日の場合は第３木曜日に開催）
時　間　　午後１時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について　運輸交通部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後１時30分　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　国際業務について　国際部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内　容　　農地転用許可、開発許可、建築許可等について　土地利用部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後１時30分から４時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定　法人経営部
開催日　　毎月第１水曜日
時　間　　午後２時から４時まで　※初心者対象

初心者向け業務相談会

内　容　　私法業務について　私法部
開催日　　毎月第２水曜日
時　間　　午後２時30分から一人50分程度　※初心者対象

令和４年３月１日

会　員　各　位

建　設　環　境　部
運　輸　交　通　部
国　　際　　部
土　地　利　用　部
法　人　経　営　部
私　　法　　部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の７日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部　業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談会
- 国　際　部　初心者向け業務相談会
- 土地利用部　初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部　初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請･株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- 私　法　部　初心者向け業務相談会

支　　部		会員番号	
氏　　名			
開 催 日	月　　日（　）	電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

会員訪問記

西尾支部：朝岡　洋平会員

会報委員　太田　知明



朝岡洋平会員を取材させていただきました。令和３年度より西尾支部役員幹事を務めておられます。

―開業のきっかけは？

大学在学時に行政書士という資格を知りました。土木学科に在籍していましたが、当時は就職氷河期であり悩んでいたところ、建築設計会社を営む父から「土木学科を卒業するからといって建設会社への就職に拘らず、国家資格を取得し『士業として仕事をする』という道もある」と勧められたことをきっかけに、取り扱う分野の幅が広い行政書士に魅力を感じ、目標としました。

卒業後に、土地家屋調査士事務所、建築設計会社での勤務を経て、行政書士事務所を開業しました。行政書士の仕事は、他の士業先生方と一緒にお仕事をさせていただくことも多く、開業前時点で各分野の士業先生方とのご縁に恵まれていたことは、大変心強かったです。

―取扱い業務は？

建設業許可・産業廃棄物処理業許可等の建設関連、建築許可・農地転用等の土地関連、車庫証明・自動車登録業務などのご依頼をいただくことが多いです。官公庁施設が集まる市街地中心部に事務所を構えていることもあり、様々な業種の方からのご相談・お問い合わせをいただいております。そのため、あまり業務を特化することはせず、様々な業務に対応できるように努めています。

過去の勤務経験のおかげで、測量業務やCADを使用した図面書類作成にも対応できるため、「許認可申請を相談したが現地の測量や図面書類の作成ができないため断られた」という案件にも対応させていただくことができました。

―業務をする上で気を付けていることは？

ご依頼者様の立場になって、迅速かつ誠実に業務を遂行するように心掛けています。また業務品質や知識向上のために特定行政書士、申請取次行政書士、出張封印丁種会員などの資格にも意欲的に取り組むようにしています。

―どのような趣味をお持ちですか？

登山です。定期的に山に登るようにしています。地元三河の低山に登ることがほとんどですが、年に数回は県外の山へと足を延ばしたりします。夏には長野県北アルプス等の高山に登ることが毎年の楽しみになっています。また子供の頃からボーイスカウト活動に参加しており、大人になった現在はスタッフとして地域の青少年活動に奉仕しています。

朝岡会員は丁寧で親しみやすい人柄であり、雑談を交えた楽しい取材となりました。お時間を頂き、ありがとうございました。

支部だより

岡崎支部「相続について」の研修会

岡崎支部　鍋田　建治

日　時　令和３年11月30日㈫
　　午後２時～４時20分
場　所　竜美丘会館　501会議室
講　師　鍋田　建治会員
参加者　20名（内ライブ配信受講者６名）



最近叔父さんが亡くなり、自分が相続人の一人になるという事件が起きました。結構難しい事件になりそうだけど、20人いる甥姪のうち行政書士は僕一人。思い切って、遺産分割協議書を作ることにし、もう一度根本から相続を勉強し直そうと思っていたところ、支部長さんから、講師の話があったので、ちょうどいいと思い、自分のためになるので、喜んで引き受けました。

支部役員の一人から、法改正の説明もしてほしいと言われたので、そのことを踏まえ旧民法から改正の歴史を勉強し、昭和55年の大改正、平成30年の大改正、そして令和３年の改正も勉強し、資料作りをしました。過去に行われた、本会と支部での相続研修会の資料も引っ張り出してみると、とってもいい研修ばかりで、改めて勉強することができました。「行政書士の、行政書士による、行政書士のための講義」を目標にやってみましたが、どれだけ達成できたか、反省しきりです。

名古屋支部　懇親会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年12月７日㈫
　　午後６時～８時
場　所　KKRホテル　４階菊の間



名古屋支部において久々となる懇親会を開催しました。

コロナ禍により、約２年ほどは開催を見送らざるをえない状況であった為に久々となりました。

その間にも新入会員は増えており、初めて顔を合わす会員も多くいらっしゃったので、新入会員には一人ずつ自己紹介と挨拶を行っていただきました。その後には以前からの会員も同様に全員が一人ずつ自己紹介と挨拶を行いました。

一人ずつ時間を取り、スピーチを行ったので顔と名前を覚えやすかったのではないかと思います。

オンラインでのやり取りが増えている中で、対面で話が出来る久しぶりの機会となり、有意義な時間を過ごす事が出来たのではないでしょうか。

知多支部　女性研修会

知多支部　鈴木　直美

日　時　令和３年11月27日㈯
　　午後２時～４時
場　所　阿久比町立中央公民館　大会議室301西
講　師　神野　博史会員
テーマ　『成功学を仕事に活かす
　　―成功学実践して幸せになろう―』
出席者　９名



知多支部では、公認会計士、成功トレーナーであり、また県会議員でもある神野博史会員を講師にお招きし研修会を行いました。女性研修会とありますが、支部会員全員が参加対象です。今回は男性会員の方が多数でした。

成功学とは、神野会員自身が、若い頃から実際に実践し、すべての目標を達成してきた理論です。詳しくは『成功学のすすめ』という講師の著書に記されていますが、研修では、ビジネスに活かすということで、まずは、『楽進度チェック』により自身の楽進度（性格）タイプを知ることから始めました。

次に講師の体験を交えながら、成功学の体系、目標達成の方法、そしてビジネスで成功するためにどのような思考、行動を起こすべきかを詳しく説明されました。

小さな成功を重ねて、大きな成功を掴む。目標を掲げて、その目標を達成する。決してあきらめない。毎日、成功日誌をつけて、見直すことも大切。人間は成功するようにできている。そして何より、感謝と社会奉仕、素直な気持ちが、成功をするための前提であるということでした。

今回の研修会で、神野会員は、資料と共に著書『成功学のすすめ』を参加者全員にプレゼントして下さいました。お忙しい中、快く講師を引き受けて下さり、また熱の入った研修を行っていただき、本当にありがとうございました。

名古屋支部　研修見学会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年12月７日㈫
　　午後３時～４時30分
場　所　愛知県警察本部



名古屋支部は研修見学会として、愛知県警察本部の見学会を実施しました。

見学会の内容としては県警本部の担当者の案内で進んでいき、警察業務紹介映像の視聴、展示コーナーの観覧、通信指令室と交通管制センターの見学でした。

その中でも圧巻であったのは通信指令室でした。通信指令室とは、110番通報を受け、現場の警察官へ指令を出す場所であります。その通信指令室には、テレビドラマなどで見かけるような壁一面に広がる大型スクリーンがあり、そこにパトカーの現在位置や事件対応中などが分かるように表示されており、まさにテレビで見るような光景でした。

交通管制センターにおいても更に大型のスクリーンが設置され、愛知県内の高速道路、一般道路の混雑状況が分かるように表示されておりました。

事故や渋滞時の対応、信号機のランプがLEDに変わってからの話、ラジオで耳にする交通管制センターからの交通情報についての話などを担当者の方から説明され、身近で見聞きするものだけに参加者の皆で驚いたり、納得したりしました。

滅多に見る機会が無い場所である為、とても貴重な体験となりました。

東三支部　令和３年度法人経営・運輸交通部会第１回研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和３年11月29日(月)
　　午後２時～４時
場　所　オンライン配信
講　師　豊橋市保健所生活衛生課
　　松下　渡様
　　河合　慶明様
テーマ　『食品衛生法の改正及びHACCPに沿った衛生管理』



今回の東三支部法人経営・運輸交通部会主催の研修会では、豊橋市保健所生活衛生課より松下渡様、河合慶明様を講師としてお招きし、「食品衛生法の改正及びHACCPに沿った衛生管理」について学ぶ研修をオンライン形式で実施しました。

まず法改正の概要について、今回の法改正では、①広域に及ぶ食中毒への対策を強化②原則全ての事業者にHACCPに沿った衛生管理を制度化③特定の食品による健康被害情報の届出を義務化④食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度導入⑤営業届出制度の創設と営業許可制度の見直し⑥食品のリコール情報は行政への報告を義務化⑦輸出入食品の安全証明の充実、という７つのポイントが有り、それぞれのポイントについて具体的な事例を交えながらわかりやすく解説をしていただきました。

続いて令和３年６月１日より完全施行となったポイント②「HACCPの制度化」について、従来の抜取検査からHACCP方式に転換することで、より安全性の高い食品管理を行えるようになったこと、小規模営業者は比較的簡易な衛生管理が認められていること等の説明がありました。

最後に行政書士の業務に最も関連の有る、ポイント⑤「営業許可制度の見直し」について、過去の食中毒事例等を考慮し、原則「一施設一許可」となるよう取り扱える食品の範囲を拡大させる等の考え方に基づく営業許可業種の再編･新設､「営業届出制度」の創設により許可から届出に変更された業種等の解説のほか、施設基準の一部緩和や営業許可申請書及び営業届出書が全国統一書式に変更されたこと等、我々の業務に直結した内容も多く、全体を通して大変実践的で有意義な講義となりました。

新規開業や業務拡張を検討されている顧客からの依頼に対する営業許可申請が必要なのか届出で済む業種なのかの判断や、新しい施設基準に基づく許可申請書類の作成、HACCP計画策定の相談など、研修会で学んだ内容を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

ちょっとひと息　「品種登録」～出願手続編～

Q 外国からの出願ですが日本でまだ栽培していません。それでも出願はできますか。

A 出願することは可能です。ただし審査が現地調査によって行われる場合には、国内での栽培体制を早急に整える必要があります。できれば日本での特性を確認してから出願されることをお勧めします。

Q 出願から登録されるまでどれくらいかかりますか。

A 植物の特性を実際に調べますので、おおよそ２～３年かかりますが、植物の種類等によっては特性を調べるのに時間がかかる場合がありますので、さらに時間が必要となることもあります。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

中央支部　令和３年度第１回建設環境業務部会研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和３年12月９日㈭
　　午後２時～４時
場　所　ライブ配信
講　師　早川　忠会員（中央支部）
テーマ　『建設業許可なんでも話そう！』
出席者　24名



中央支部の令和３年度第１回建設環境業務部会研修会は、建設業許可業務のスペシャリストであり、中央支部所属の早川忠会員を講師にお招きし、「建設業許可なんでも話そう！」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

今回は講師と共に中央支部建設環境業務部担当の佐藤甫会員にもステージに上がっていただいて対談形式で進行し、講義中にチャットやファックスで随時質問を受け付け応答するといった新しい試みの中で講義をスタートしました。

まずは業務にあたってよく使用する建設業許可申請用手引きをはじめとして準備精読しておくべき資料やテキスト等４点をご紹介いただきました。そして個人事業からの法人成り認可制度について概要や実例と想定されるパターンを挙げ、実務上のポイントを踏まえながら制度の現状をお話しいただきました。その後は、事前に集まったいくつかの質問に対しての応答を、時間の許す限りたっぷりとしていただきました。愛知県の建設業許可申請等受付補助業務要員もされている立場ならではのアドバイスや建設業の細かい質問への丁寧な応答はもちろん業務上大切にされていることについて語られる場面もあり、必要とされる行政書士であるための姿勢についても、再認識する機会になったかと思います。講義途中も、その都度視聴者からのチャットによる質問が飛び交い、気づけばあっという間に終了時刻となりました。

東名支部　～自動車登録業務で安定して稼ぐ行政書士に～　自動車関連業務セミナー

東名支部　子安　幸代

日　時　令和３年12月10日㈮
　　午後４時～６時
場　所　尾張旭市中央公民館１階　102会議室
講　師　佐藤　友哉会員（本会運輸交通部次長・丁種出張封印管理委員会委員長）
参加者　19名



業務のデジタル化のイメージを掴むことと、成長する事務所経営のイメージを掴むことを今回の研修会の目的として、名古屋支部の佐藤友哉会員をお招きし、自動車登録業務における行政書士として注力すべき業務から事務所経営まで、業務の理解と事務所経営の２つの視点から、その成長の極意を伝授していただきました。自動車登録業務に限定されない切り口で、事務所経営の成長戦略をどう組み立てるべきかを、ご自身が個人事務所経営の課題をどう克服してきたのかなどの体験談も、数々交えてお話しいただきました。また、丁種出張封印制度を活用した自動車登録は、行政書士にしかできないという大きなメリットがあるにもかかわらず、その占有率が低く、このことに危機感をお持ちの佐藤会員は、占有率を上げ、この業界を行政書士で守りたい、との思いを熱く語ってくださいました。事務所経営では、私たち行政書士がコンプライアンス遵守することは当然、依頼者がコンプライアンスを遵守できるように助言・指導するのも我々の役割、との認識を強く持って業務に取り組み、そのことが現在の事務所の成長につながっているということでした。“自分たち（行政書士）の存在価値はコンプライアンスにある“とのお言葉は胸に深く刺さりました。行政手続きのデジタル化の中で行政書士業務の今後の展望に輝きが見えた大変貴重な研修会でした。

名南支部　基礎研修会・会員交流会

名南支部　山崎　義満

日　時　令和３年12月14日㈫
　　午後４時～　　基礎研修会
　　午後６時～８時　会員交流会
場　所　金山サイプレスガーデンホテル
出席者　30名



コロナ禍の中で、名南支部では支部総会をはじめ、会員の交流会を実施することができませんでした。日本国内で感染状況が落ち着いている今をとらえ、この２年間に入会された新入会員の為にも基礎研修会・会員交流会を企画し実施しました。

基礎研修会冒頭、山本支部長により、行政書士の幅広い業務についての説明、現状が説明されました。続きまして、中島副支部長により「建設業許可申請業務」、元木副支部長により「相続関係業務」における職務上請求書使用に際する各注意点、澁谷会員により「自動車登録業務」、川津会員より「国際業務」についての基礎研修が行われ、それぞれの業務の特徴、注意点が説明され、身が引き締まる思いを抱きつつ、自分の得意でない分野の業務依頼が来た場合には、対応できるネットワークを名南支部が担っているのを感じました。

交流会は、となりの天の間で、特別ゲストの愛知県行政書士政治連盟の竹田会長に祝辞をいただき、出席者で最高齢の鬼頭会員の乾杯の発声ではじまり、会員間で名刺交換、歓談をしながら、和やかな時間を過ごすことができました。途中、研修会・交流会を通じて司会進行をしてくださった野﨑会員の絶妙な紹介の元、新入会員の自己紹介タイムもあり、一層、名南支部会員間の親睦を深めることができました。

最後は、12年間支部長をつとめられた石川前支部長の万歳三唱で、名南支部の皆さんの益々の発展を祈願し、お開きとなりました。

名古屋支部　12月支部研修会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年12月15日㈬
　　午後６時30分～８時
場　所　Zoomによる配信
講　師　深井　勝彦会員（名古屋支部）
テーマ　『車庫証明申請書の作り方と車庫証明業務の心構え』



今回の研修は深井勝彦会員を講師とし、車庫証明業務について新人または自動車関連業務未経験の会員向けとして行われました。

前半は車庫証明の目的や意義など、なぜ必要なのかといった説明から始まり、行政書士登録後の間もない時に業務を行うと良い理由をお話していただきました。

その次に車庫証明申請書の作り方についての説明となりました。ここでは申請書の項目一つずつを取り上げて、何故その項目が必要で何を求められているのかといった細かな説明や車庫証明に必要な要件を解説していただきました。また、申請書を作成する際に注意すべきポイントや気をつける点など実践的な事も解説していただいたのでより理解が深まったのではないかと思います。

後半は車庫証明業務の心構えについてのお話でした。

このお話は深井会員ご自身が自動車販売店で長年勤務されていらっしゃったご経験に基づくもので、行政書士からの目線だけでは気づきにくい、自動車販売店側の心境や都合などを理解した上で、どのような心構えで車庫証明業務に臨むべきかという内容でありました。実際に自動車販売店で勤務されておられたからこそのお話であり、とても説得力のある深い内容でありました。

中央支部　令和３年度土地利用・国際私法業務部会合同研修会

会報委員　梅村　晃士

日　時　令和３年12月15日㈬
　　午後３時～５時
場　所　ライブ配信
講　師　本多　証一会員（名古屋支部）
テーマ　『貰って困る農地の相続、貰いたくても貰えない農地の贈与』
出席者　20名



中央支部の2021年最後の研修会は土地利用業務部と国際私法業務部合同での開催となり、講師には土地利用業務のエキスパートであり、名古屋支部所属の本多証一会員をお招きし、「貰って困る農地の相続、貰いたくても貰えない農地の贈与」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

はじめに自己紹介の後、ご準備いただいたレジメに沿ってまず農地かそうでないかの判断について実務上の取扱い、農地の所有権移転の具体例等基本的なご説明をいただきました。次にそもそも相続財産である親の農地の場所を把握していないケースも多く、農地の場所確認と現状把握の具体的な方法についてわかりやすくご説明いただきました。そして貰って困るいわゆる売れない農地の相続についてお客様へのアドバイスのポイントや農地管理の留意点、管理方法についていくつか事例をご紹介いただきました。また農地の贈与や遺贈に対しての農地法の注意点をご説明いただき、貰いたくても貰えない農地が発生すること、中でも遺言書で農地法上不可能なものが実務上でも散見されるとのことでした。そのようなことを防ぐため正しい知識のもと、「事前に的確なアドバイスができるよう我々行政書士がこれからも研鑽を積み、そういった農地で困る方を少しでも減らしていきましょう」と締めていただきました。

講義全体を通して実務をイメージしやすく経験談を時折ユーモアを交えてご講義いただき、とてもわかりやすかったと思います。今回の研修会を皆様の日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

ちょっとひと息　「品種登録」～出願手続編～

Q 品種登録出願書類に不備があった場合はどうなるのですか

A 出願書類に不備があった場合には、補正手続きを行っていただくことになります。その場合にはこちらから連絡させていただきますが、その前に不備に気づいた場合は「自主出願補正書」（当ホームページの「様式一覧」からダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室登録チームあて送付してください。

Q すでに出願したのですが、品種名称の変更をしたい場合には、どうすればいいですか。

A いったん出願した後は、出願者からの申し出による名称の変更はできません。名称が変更できるのは、農林水産大臣が変更を命令したときのみですのでご注意ください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

一宮支部　行政書士法施行70周年記念イベントの開催

会報委員　西川　清美

日　時　令和３年12月18日(土)
　　午前10時～午後４時
場　所　尾張一宮駅前ビル（ｉ－ビル）



一宮支部では、行政書士法施行70周年記念行事として、「人と街をコネクト！思いをつなぐ行政書士フェスタ」を開催致しました。

▶10時：開場・記念セレモニー
前田会長と御来賓の御挨拶をいただきました。

▶11時：「劇団コスモスあいち」による成年後見制度紹介の寸劇は、御老人や施設スタッフに扮した会員の皆様が熱演され、楽しくて為になる寸劇が拝見できました。

▶11時15分：特別講演「日本一楽しい！相続＆遺言書教室」として、知多支部の佐山和弘会員に御登壇いただきました。具体的な事例を多く御紹介いただき、内容が分かり易く、会場に見に来られていた方々も“参加してよかった”との感想を述べておられていました。

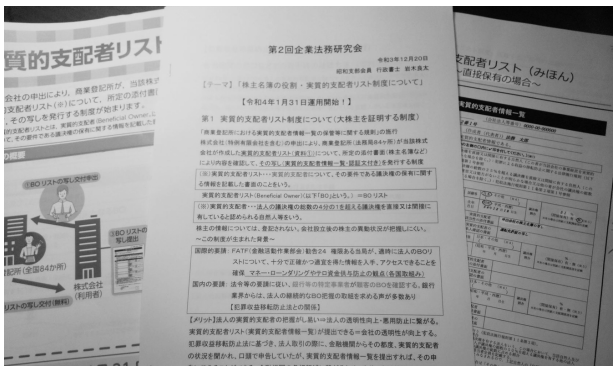
上記ホールでの行事と並行して、テラスのイベント会場では、午前10時～午後４時の間、無料相談会と福祉マルシェを開催し、賑わっていました。

この機会に、私たちは、若者も高齢者も障がい者も外国人も、皆が支え合って活躍できる地域社会を目指し、地域住民も行政も手を取り合って豊かで優しい未来へと“思い”をつないでいくことを目指したいと再認識致しました。今後とも「頼れる街の法律家」として、その一助となり、地域の皆様のお役に立てるよう活動してまいります。

昭和支部　令和３年度第２回企業法務研究会

会報委員　中津留　太郎

日　時　令和３年12月20日(月)
　　午後４時～５時15分
場　所　ライブ配信
出席者　９名
テーマ　『株主名簿の役割・実質的支配者リスト制度について（令和４年１月31日運用開始）』
講　師　岩木　良太会員



今回の研究会は、司法書士でもある岩木良太会員が講師を務められました。

前半では、令和４年１月31日から運用が始まる実質的支配者リスト制度について、資料を参照しながら解説をしていただきました。この制度は、株式会社等からの申し出により法務局が実質的支配者のリスト（BOリスト）の写しを発行してくれるというものです。今後、金融機関から株式会社等に対し同リストの提出が求められるようになる可能性が高いとのことですので、取引先等から聞かれた際には、今回の講義と関連資料を参考にしたいと思います。また、行政書士業務に関係する犯罪収益移転防止法にも触れた解説でしたので、行政書士業務を遂行していく上でも同法の重要性を再認識する良い機会となりました。

後半では株主名簿の作成や備え置きが会社法上の義務であることや株主名簿の役割等について詳細に解説をしていただきました。株主名簿は実質的支配者リストの法務局への申出時における添付書類にもなるとのことでした。今回の講義では新制度の概要を事前に知ることができ、大変有意義なものとなりました。

名古屋支部　12月・１月無料相談会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和３年12月21日㈫
　　午後１時～４時
日　時　令和４年１月18日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　合計７名



名古屋支部が毎月第三火曜日に中村生涯学習センターにて開催しております常設無料相談会を12月、１月も開催致しました。

12月は年末ムードも漂うタイミングではありましたが相談件数は比較的多く、１月は比較的少ない結果でありました。

相談者の方へこの相談会の開催は何を見て知ったのか毎回質問させていただいており、これまでは名古屋市の広報誌を見た方が多かったのですが、最近では地下鉄の広告を見て知ったという方も増えてきております。これまでとは違った媒体での周知も上手く行えておりますので、今後の相談者数の増加も期待できるのではないかと思われます。

また12月の相談会に訪れた方が、その後の進捗により１月にも再度お越しになりました。リピートでお越し頂けるのも相談会での内容に価値を感じ、ご納得を頂けたからではないかと思います。

周知が広がっただけではなく、相談に訪れた方のご期待にも応えられている結果かと思うので、目的であります行政書士のPRという点でも有効に働いているのではないかと思います。

岡崎支部　令和３年度新年教養研修会

会報委員　伊東　毅

日　時　令和４年１月15日㈯
　　午前９時30分～午後０時20分
場　所　岡崎市竜美丘会館　501会議室
出席者　18名
講　師　碧海支部　森健人会員
テーマ　『SDGsの概要について～
　　“SDGs”とは何か？』



毎年恒例の新年教養研修会が開催されました。金岩副支部長が司会を務め、米村支部長の挨拶に続いて、増田副支部長より講師の紹介がありました。

研修会では、ここ最近話題となっているSDGsについて森健人会員に講義していただきました。

はじめに、「持続可能な開発」と表現されているSDGsとは、「私たちの子どもや孫の世代が、今の私たちと同じような生活或いは更に発展した生活を送られるように、資源の使い方や廃棄物汚染などに留意して今の社会を発展させて行こう。」といった取り組みであることを森会員ご自身の言葉でわかりやすく説明していただきました。

そしてSDGsの17の目標について１つずつ解説がありました。企業のお客様にSDGsとは何か？と聞かれた時には「無駄なく生産すること。同じ生産資源を投入しても産み出す付加価値が増えれば、１円あたりのCO_2や廃棄物が減りますので生産性が向上して会社の利益につながります。」といった回答方法など今後の行政書士の業務の中で役立つ情報を沢山いただき、ありがとうございました。

研修終了後に毎年会員の交流の場となっていた懇親会は昨年に引き続き中止となりました。

名古屋支部　新年賀詞交換会

会報委員　川津　拓也

日　時　令和４年１月22日㈯
　　午後６時～８時
場　所　Zoom
参加者　19名



名古屋支部においての新年賀詞交換会をZoomにて開催致しました。当初の予定ではオフラインにて開催の予定でありましたが、直前になり「まん延防止等重点措置」が適用された為に、Zoomを使用してのオンライン開催へ変更となりました。

しばらくは、対面での行事などが少なくなっていた事や新規登録の会員もいる事から、参加者は一人ずつ自己紹介と挨拶を行い、今年の抱負などを語っていただきました。

その後は、参加者同士で質問を投げかけ合う形で進めていきましたが、新規会員やキャリアの浅い会員からベテラン会員への質問というケースが中心となりました。

普段では、業歴の長い会員へ質問をしたりじっくりと話をする機会が少なかったりするので、キャリアが浅い会員にとっては貴重な機会になったかと思います。また、他の会員がどのようなスタンスや考え方で業務に取り組んでいるのかを聞く事も出来、新規会員でなくとも参考になった部分もあり、有意義な時間となりました。

碧海支部　令和３年度研修会

会報委員　佐野　佳見

日　時　令和４年１月25日㈫
　　午後３時～６時
場　所　刈谷市総合文化センター　中央生涯学習センター501-503研修室
テーマ　『職業倫理と業際』
講　師　岡崎支部　鍋田　建治会員



令和３年度初めての碧海支部、支部研修会として、愛知県行政書士会　岡崎支部の鍋田建治会員をお迎えして、「職業倫理と業際について」の研修会を実施いたしました。まん延防止等重点措置が発令されている中での開催となりましたが、参加会員22名でした。

研修は２部で構成されており、前半の職業倫理のお話では、主に処分事例や処分件数等についてのお話でした。役員経験のある鍋田先生より、現場で経験された生のお話を多く聴くことができました。研修資料はワークタイプであり、会員は熱心に講義を聞きながら、真剣にメモを取り受講していました。

後半は職業倫理とコンプライアンスについて具体例を加味して講義していただきました。また、今回の参加者には新入会員も多かったため、行政書士法の一部についてもご講義いただきました。

質問も活発に出ており、大変有意義な研修となりました。

昨年、一昨年新型コロナウィルス感染症の拡大により、支部会員の交流が中々持つことができなかったため、研修終了後、新入会員の方の自己紹介、名刺交換の時間が設けられ、新入会員の方々も含め積極的な交流を図ることができました。

事務局だより

■令和３年12月

１日㈬	前田会長　日行連常任理事会出席 職務上請求書確認 平松常務理事　法教育講師派遣
２日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 自販連との懇話会開催 須崎副会長、岩崎常務理事　運輸交通部カレンダー配付
３日㈮	正副会長会開催 私法部研修会通信テスト開催
６日㈪	前田会長、吉川・小柳津副会長、岡田・伊藤常務理事　中地協担当者会議出席 ADR紛争解決小委員会開催
７日㈫	新規登録受付 民法［相続法］改正に関する研修会開催 ADR手続説明会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事　広報部カレンダー配付
８日㈬	新規登録受付 職務上請求書確認 小柳津副会長、川津常務理事　国際部カレンダー配付 西堀副会長、平松常務理事　私法部カレンダー配付
９日㈭	部長会開催 支部長会開催 職員面談開催
10日㈮	小柳津副会長、伊藤常務理事　自由業団体当番会出席 本会・政連小連絡会開催
11日㈯	名城大学院科目履修　民法Ⅴ開催
13日㈪	前田会長、岡田常務理事　厚生労働省年金審査課来館対応 監察委員会開催
14日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報１月号校正会議開催 伊藤常務理事　広報部カレンダー配付
15日㈬	職務上請求書確認 ADR事案打合せ開催 小柳津副会長、平松常務理事　女性士業意見交換会出席 西堀副会長、渡邊常務理事　法務部カレンダー配付
16日㈭	建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 建設環境部会開催 法務部会開催 須崎副会長、黒澤常務理事　法人経営部、暴排カレンダー配付 法人経営部業務相談会開催 職務上請求書確認 平松常務理事　名城大学訪問 伊福理事　賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会出席
17日㈮	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会開催 吉川副会長　マイナンバーカード代理申請手続事業説明会出席 建設環境部業務相談会開催 広報部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事　広報部カレンダー配付 石原会員　封印払出書確認
18日㈯	前田会長　一宮支部行政書士法施行70周年記念事業出席
20日㈪	登録証交付式 吉川副会長　スカイエキスポ来館対応 矢澤常務理事　土地利用部カレンダー配付
21日㈫	前田会長　日行連広報部会出席 ADR手続説明会開催 ADR事案説明開催 矢澤常務理事　土地利用部カレンダー配付 佐藤理事　封印払出書確認
22日㈬	前田会長　日行連広報部会出席 申請取次行政書士管理委員会開催 須崎副会長、岩崎常務理事、佐藤理事　中部運輸局来館対応 職務上請求書確認

■令和３年12月

23日㈭	前田会長　日行連常任理事会出席 建設環境部業務相談会開催 黒澤常務理事　県民会議訪問
24日㈮	不当要求防止責任者講習会開催 本会とコスモスあいち連絡会開催
28日㈫	事務局仕事納め 森越常務理事　建設環境部カレンダー配付

■令和４年１月

５日㈬	事務局仕事始め 正副会長県庁新年挨拶廻り 正副会長会開催 職務上請求書確認
６日㈭	新規登録受付 川津常務理事　第16回名古屋中国春節祭出席
７日㈮	新規登録受付
11日㈫	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 職務上請求書確認
12日㈬	部長会開催 須崎副会長、岩崎常務理事　中部運輸局貨物課訪問 第４回試験正副サブ責任者会議開催
13日㈭	岩井副会長　日行連知的財産部門会議及び著作権伝道師との合同会議出席、関係省庁訪問 監察委員会打合せ開催 吉川・小柳津・西堀副会長、岡田・平松常務理事、子安理事　弁護士会との意見交換会出席 愛知会HPヒアリング開催 個人情報漏えい事故調査チーム全体会議開催
14日㈮	岩井副会長　日行連知的財産部門会議出席 名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会開催
17日㈪	私法部会開催 土地利用部業務相談会開催 土地利用部会開催
18日㈫	ADR手続説明会開催 広報部会開催 経理部会開催
18日㈫	ADR事案説明開催 ADR打合せ開催 小柳津副会長、伊藤常務理事　南山大学訪問
19日㈬	須崎副会長　日行連自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会との合同会議出席 登録証交付式 職務上請求書確認
20日㈭	前田会長､西堀副会長　日行連常任理事会、理事会出席 国際部会開催 監察委員会開催
24日㈪	運輸交通部会開催 封印管理委員会開催 法務部会開催
25日㈫	法人経営部会開催 会務システム打合せ開催 矢澤常務理事　尾張農林水産事務所訪問
26日㈬	西川相談役　日行連国際部門会議、国際・企業経営業務部会出席 申請取次行政書士管理委員会開催 吉川副会長、岡田常務理事　総務打合せ開催
27日㈭	会報３月号編集会議開催
28日㈮	西川相談役　日行連国際部門と関地協国際業務連絡会との意見交換会出席 著作権法に関する研修会開催 建設環境部会開催
31日㈪	県指導検査報告会開催 ADR運営委員会開催

会員の動向

令和４年１月25日現在
個人会員数　3,164人
法人会員数　67法人

新規登録入会者の紹介



登録番号　第21192523号
会員番号　第6546号
入会年月日　令和３年12月１日
氏　　名　吉田　政典

事務所　吉田行政書士事務所
名古屋市中区大須一丁目11番28号
電話番号　090-8867-7567　所属支部　中央



登録番号　第21192527号
会員番号　第6550号
入会年月日　令和３年12月１日
氏　　名　原田　宏三

事務所　行政書士原田宏三事務所
豊川市中央通５丁目23番地
電話番号　0533-84-1388　所属支部　東三



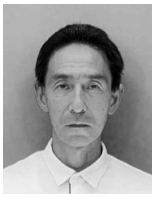
登録番号　第21192524号
会員番号　第6547号
入会年月日　令和３年12月１日
氏　　名　森山　春樹

事務所　h&m行政書士事務所
豊橋市柱七番町150番地 ダイゴハイツ206号室
電話番号　070-9008-3725　所属支部　東三



登録番号　第21192607号
会員番号　第6551号
入会年月日　令和３年12月15日
氏　　名　木田　美花

事務所　三毛猫行政書士事務所
名古屋市中区千代田二丁目22番11号（ダイアパレス鶴舞公園西705号）
電話番号　052-241-7881　所属支部　中央



登録番号　第21192525号
会員番号　第6548号
入会年月日　令和３年12月１日
氏　　名　伊原　善利

事務所　いはら行政書士事務所
豊橋市吉川町210番地の２
電話番号　0532-33-6738　所属支部　東三



登録番号　第22190046号
会員番号　第6552号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　林　　優児

事務所　行政書士　林総合事務所
西尾市西幡豆町入前163番地
電話番号　0563-77-2275　所属支部　西尾



登録番号　第21192526号
会員番号　第6549号
入会年月日　令和３年12月１日
氏　　名　鈴木　景子

事務所　行政書士鈴木景子事務所
刈谷市新富町１丁目802番地２
電話番号　090-8077-8022　所属支部　碧海



登録番号　第22190047号
会員番号　第6553号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　近藤　智也

事務所　近藤智也行政書士事務所
日進市赤池一丁目3001番地 第25オーシャンプラザ505号
電話番号　090-3953-1216　所属支部　昭和



登録番号　第22190048号
会員番号　第6554号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　坂口　文哉

事務所　あるる行政書士事務所
春日井市味美町２丁目46番地
電話番号　070-8388-0806　所属支部　尾張



登録番号　第22190049号
会員番号　第6555号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　杉浦　真智子

事務所　行政書士杉浦真智子事務所
安城市城ケ入町本割80番地
電話番号　0566-87-0801　所属支部　碧海



登録番号　第22190050号
会員番号　第6556号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　佐々木　隆太

事務所　行政書士佐々木隆太事務所
名古屋市昭和区広池町63番地
電話番号　080-6672-6928　所属支部　昭和



登録番号　第22190051号
会員番号　第6557号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　奥村　篤史

事務所　アルファ・エクスプレス行政書士事務所
名古屋市中村区名駅五丁目31番10号 リンクス名駅ビル６階
電話番号　050-5874-5795　所属支部　名古屋



登録番号　第22190052号
会員番号　第6558号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　臼井　雄志

事務所　臼井雄志行政書士事務所
名古屋市瑞穂区彌富通３丁目44番地（シティライツYATOMIDORI802号）
電話番号　052-990-1085　所属支部　名南



登録番号　第22190053号
会員番号　第6559号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　柴田　昌典

事務所　行政書士　柴田うさぎ事務所
額田郡幸田町大字芦谷字畔杭瀬22番地７
電話番号　0564-63-1448　所属支部　岡崎



登録番号　第22190054号
会員番号　第6560号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　松浦　弘明

事務所　行政書士松浦弘明事務所
春日井市神屋町2298番地316
電話番号　0568-70-2054　所属支部　尾張



登録番号　第22190055号
会員番号　第6561号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　神田　和実

事務所　行政書士　神田事務所
愛西市宮地町長代13番地
電話番号　0567-25-3984　所属支部　海部



登録番号　第22190056号
会員番号　第6562号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　石谷　隆広

事務所　行政書士いしがい事務所
名古屋市昭和区隼人町12番地の４（アーツナンザンレジデンス403号）
電話番号　070-8583-2146　所属支部　昭和



登録番号　第22190057号
会員番号　第6563号
入会年月日　令和４年１月１日
氏　　名　東　　拓也

事務所　行政書士事務所ネクストワン
一宮市今伊勢町本神戸無量寺東15番地１
電話番号　0586-25-8082　所属支部　一宮



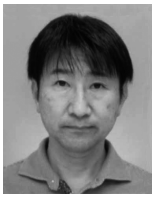
登録番号	第22190058号
会員番号	第6564号
入会年月日	令和４年１月１日
氏名	佐溝　安子
事務所	行政書士法人ファミリア　丸の内事務所 名古屋市中区錦一丁目３番18号
電話番号	052-228-7534
所属支部	中央



登録番号	第22190059号
会員番号	第6565号
入会年月日	令和４年１月１日
氏名	櫻田　吉徳
事務所	行政書士櫻田事務所 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 名古屋三博ビル
電話番号	052-231-9989
所属支部	中央



登録番号	第22190060号
会員番号	第6566号
入会年月日	令和４年１月１日
氏名	丸山　和秀
事務所	丸山和秀行政書士事務所 名古屋市中区栄五丁目26番39号 GS栄ビル502
電話番号	052-262-3211
所属支部	中央



登録番号	第22190061号
会員番号	第6567号
入会年月日	令和４年１月１日
氏名	梶浦　　潮
事務所	行政書士Bricks＆UK 名古屋市中区丸の内２丁目18番25号 丸の内KSビル７階
電話番号	052-228-0758
所属支部	中央

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2115301号
会員番号	第H83号
入会年月日	令和３年10月８日
法人の名称	行政書士法人おふぃすながい
主たる事務所の名称	行政書士法人おふぃすながい
主たる事務所所在地	知立市内幸町平田17番地１
主たる事務所電話番号	0566-91-7732
所属支部	碧海

法人番号	第2116401号
会員番号	第H84号
入会年月日	令和３年10月20日
法人の名称	行政書士法人ラバール
従たる事務所の名称	行政書士法人ラバール
従たる事務所所在地	名古屋市中村区香取町二丁目７番地の３
従たる事務所電話番号	052-384-6063
所属支部	名古屋

法人番号	第2116101号
会員番号	第H85号
入会年月日	令和３年10月26日
法人の名称	行政書士法人ひびきグループ
主たる事務所の名称	行政書士法人ひびきグループ
主たる事務所所在地	名古屋市緑区亀が洞一丁目707番地
主たる事務所電話番号	052-879-5411
所属支部	名南

法人番号	第2200101号
会員番号	第H86号
入会年月日	令和３年11月１日
法人の名称	行政書士法人小川事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人小川事務所
主たる事務所所在地	豊田市田中町４丁目13番地
主たる事務所電話番号	0565-29-1530
所属支部	豊田

法人会員の変更案内

法人番号	第1502401号
会員番号	第H30号
法人の名称	行政書士法人名南経営
主たる事務所名称	行政書士法人名南経営
使用人（雇用）	中村　桃子
変更事由	使用人の雇用
所属支部	名古屋

法人番号	第1706101号
会員番号	第H46号
法人の名称	行政書士法人アーバン
主たる事務所名称	行政書士法人アーバン
従たる事務所名称	行政書士法人アーバン　名古屋登録事務所
社員の所属事務所	福嶋　隆司
変更事由	社員の所属する事務所
所属支部	名古屋

退会者のお知らせ

令和４年１月25日現在

支部	氏名	退会日
名南	木村洋一	令和３年11月30日
知多	西島隆一郎	令和３年11月30日
中央	猿渡清博	令和３年12月28日
東三	牧野幹夫	令和３年12月27日
東三	松井俊夫	令和３年12月27日
名古屋	山口　孝	令和３年12月28日
中央	濵本　綾	令和３年12月31日
西北	松永隆男	令和３年12月31日
西北	北見昌朗	令和３年12月31日
西北	辻野正子	令和３年12月31日
昭和	島田舒一	令和３年12月31日
名南	井上保良	令和３年12月31日
尾張	松田伸吾	令和３年12月31日
岡崎	近藤憲康	令和３年12月31日
岡崎	小林和好	令和３年12月31日
豊田	湯藤慎二	令和３年12月31日
岡崎	吉見典生	令和４年１月20日

ご逝去会員のお知らせ

昭和支部	金澤　博	会員	令和３年10月２日ご逝去　（享年74歳）
碧海支部	山田純嗣	会員	令和３年12月４日ご逝去　（享年89歳）
尾張支部	齋藤一夫	会員	令和３年12月22日ご逝去　（享年76歳）
西北支部	池山　偲	会員	令和４年１月２日ご逝去　（享年86歳）

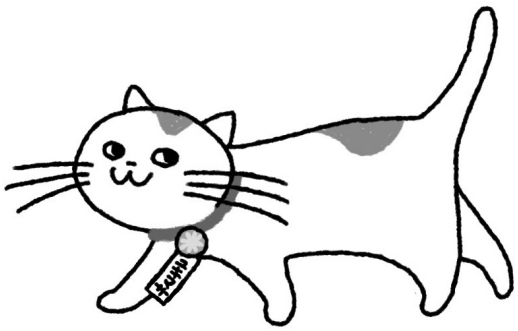
ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　前田　望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	入山　康彦 行政書士事務所アンサンブル	名古屋市中区錦二丁目５番５号 八木兵伝馬町ビル３階308号	460-0003	050-6875-5964	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	竹内　康修	名古屋市名東区香南一丁目418番地 ツインコート24　403号室	465-0004	052-715-3035	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	長畑　謙治	名古屋市名東区香坂501番地 香坂ビル２階	465-0007	052-739-6755	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	村井　裕一	名古屋市中区丸の内三丁目20番３号 BPRプレイス久屋大通３階	460-0002	090-6597-3788	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	天野　敬人 天野行政書士事務所	名古屋市東区代官町29番５号 ナビシティ代官町201	461-0002	052-718-9304	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	染木　満則	名古屋市中区葵一丁目27番37号 新栄シティハイツ205号	460-0006	090-9912-6152	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	石田　健太郎	名古屋市東区矢田東２番23号	461-0044		事務所所在地
中央	長井　博一	名古屋市中区錦２丁目17番11号 伏見山京ビル715号室	460-0003	080-9494-5986	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	遠山　眞人				単位会変更(東京会へ)
西北	武田　由佳 なごや西行政書士事務所	名古屋市西区新道二丁目15番６号 菊井イーストビル４Ｆ	451-0043	052-462-9937	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	亀井　直美	名古屋市港区千鳥二丁目11番15号	455-0031		事務所所在地
名古屋	加藤　敏明	名古屋市中川区小碓通２丁目21番地 メゾンアサヒ２　203号	454-0856	080-3680-2755	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	中出　淳一	名古屋市中川区荒子一丁目182番地 グランリーオ303号	454-0869	052-387-5660	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	福嶋　隆司 行政書士法人アーバン　名古屋登録事務所	名古屋市中川区太平通七丁目３番地 VillaLinaB	454-0838	052-398-5385	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	田中　　徹				単位会変更(東京会へ)
名古屋	大場　綾夏				単位会変更(東京会へ)
名古屋	猪子　大介 行政書士法人ラバール	名古屋市中村区香取町二丁目７番地の３	453-0055	052-384-6063	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号

支部	会員名(上)･事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名南	原子　忠之 行政書士法人ひびきグループ				事務所名称
尾張	鈴木　良剛 鈴木行政書士事務所	春日井市中央台二丁目５番地 サンマルシェ・アピタ館Ｂ２Ｆ	487-0011		事務所名称、 事務所所在地
知多	神谷　隆史	大府市共和町二丁目22番地11 丸八ビル２階	474-0061		事務所所在地
豊田	小川　一斗志 行政書士法人小川事務所				事務所名称
豊田	岡田　厚子	豊田市柿本町五丁目60番地 第１平野ハイツ101号	471-0855	0565-77-7051	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	有本　隼人	豊田市十塚町２丁目１番地 コーポとつか101号	471-0869	0565-47-2457	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	市川　　勲 行政書士いさお事務所	豊田市若林西町西葉山47番地	473-0917	0565-51-3833	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	永井　和三 行政書士法人おふぃすながい				事務所名称
東三	青山　嗣英	蒲郡市八百富町一丁目146番地	443-0055		事務所所在地



COSMOS通信３月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和３年12月９日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所新庁舎２階
相 談 会　相談員：堀　己喜男会員　丹羽　友道会員
　　相談者：６人

日　　時　令和３年12月13日㈪　午後２時～３時15分
場　　所　刈谷市産業振興センター　小ホール
セミナー　成年後見セミナー
寸　　劇　劇団コスモスによる公演
講　　師　伊福副支部長
　　参加者：160人

日　　時　令和３年12月18日㈯　午前10時～午後４時
場　　所　尾張一宮駅前ビル「一宮支部主催70周年記念事業」
寸　　劇　劇団コスモスによる公演
相 談 会　相談員：平松支部長　柴田副支部長
　　吉川副支部長　伊福副支部長
　　山木業務管理部長　溝口広報部長
　　佐野相談部長　東　芳幸会員
　　熊谷　浩幸会員　森田　哲也会員
　　清水　良枝会員　村下　郁澄会員
　　内原　倫太郎会員　中島　崇会員
　　相談者：　５人

日　　時　令和３年12月21日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所西庁舎
相 談 会　相談員：土井　正人会員　池山　正彦会員
　　相談者：１人

日　　時　令和４年１月６日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　相談員：犬塚　智子会員　中島　崇会員
　　東　芳幸会員
　　相談者：０人

日　　時　令和４年１月17日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所　市民相談室
相 談 会　相談員：池山　正彦会員　中島　崇会員
　　相談者：１人

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和４年３月８日㈫　午前９時～正午
場　　所　愛知信用金庫　植田支店
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年３月15日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所東庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年３月17日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町老人憩いの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年３月23日㈬　午後２時～４時
場　　所　レディヤンかすがい（春日井市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年４月７日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年４月７日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　大府市ふれあいサポートセンタースピカ内相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年４月14日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年５月９日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和４年５月18日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所２階会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

新型コロナウイルスがオミクロン株へと変異して猛威を振るっています。３度目のワクチン接種や飲食店などの規制についても、いろいろな考えがあり対応が難しいところです。

行政書士だからこそできることもたくさんあります。デジタル化の進展もその一つです。時代の変化に適応しながら新しい分野に積極的に進むことが行政書士の価値をより高めてくれるはずです。良い情報を、広報を通じてお伝えできる様すすめてまいります。

広報部　中村　修一

《今月の表紙》　徳川家康公像

名鉄東岡崎駅北東街区の駅と商業施設を繋ぐペデストリアンデッキ上に徳川家康公の像が設置されています。

2019年11月に公開された日本最大級の騎馬像であり、家康公が松平から徳川に改姓した25歳当時の姿をしています。

顔の表情は、京都知恩院や豊田市隣松寺にある木像を、鎧兜は山形県鶴岡市の酒井家に保管されているものを参考に制作されました。

台座の高さ約4.2メートルと像の高さ約5.3メートルを合わせると約10メートルもあり、大変迫力があります。

台座の裏には、桶狭間の戦いで主君今川義元が敗れ逃げ隠れた大樹寺で松平元康（のちの徳川家康）が自害を試みようとした時に住職の登誉（とうよ）上人が切腹を思いとどまらせた言葉「厭離穢土　欣求浄土」（おんりえど　ごんぐじょうど）の８文字が力強く刻まれています。

ここから再起を図った家康公は、以後戦国の世を穢土とし、平和な世を浄土として「厭離穢土　欣求浄土」を旗印に多くの苦難を乗り越え、265年もの長きにわたる天下泰平の世の礎を築きました。

2023年のNHK大河ドラマ「どうする家康」の放送も決まり、これから家康公への関心が高まってくることでしょう。若き家康公の像を是非近くでご覧ください。

参考文献：岡崎市観光サイト「岡崎おでかけナビ」
：岡崎市ホームページ　など

会報311号　担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤　直仁
	次長	水野　悠
	部員	鈴木　里佳
	部員	中村　修一
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	森　優子
	本号担当委員	
	（表紙）	伊藤　毅
	（会員訪問記）	太田　知明

会報311号　令和４年３月１日発行

発行人　前田　望
編集人　伊藤　直仁

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

愛知県行政書士会　令和4年度第72期定時総会

日程 令和4年5月28日(土)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟　令和4年度定期大会

日程 令和4年5月28日(土) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者

c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館

d) 実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分